

高岡市不登校状態にある発達障がい等の児童生徒への訪問型（アウトリーチ型）
支援事業業務委託仕様書

1 業務名称

高岡市不登校状態にある発達障がい等の児童生徒への訪問型（アウトリーチ型）支援事業業務委託

2 業務目的

本業務は、不登校状態にある発達障がい等の小学生及び中学生（以下「児童生徒」という。）に対し、家庭や学校と連携しながら継続的かつ一貫した支援を提供することにより、教育と福祉の両面から適切な支援を実施することを目的とする。子どもの発達段階や個別のニーズに応じた支援体制を構築し、子どもの健やかな育成を支援するとともに、保護者を含めた相談支援を行い、孤立を予防する。さらに、高岡多職種ネットを活用して関係機関の連携を強化し、効果的な支援につなげる。

3 対象者

本業務の対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 高岡市内に住所を有する不登校状態の児童生徒
- (2) 障がい福祉サービスの支給決定を受けている者（障害者手帳の交付を受けている者又は医師の診断に基づき障害児通所支援等の支給決定を受けている者）
- (3) 保護者の同意がある者
- (4) 保護者についても支援対象に含むものとする。

4 実施主体

本事業の実施主体は高岡市とし、福祉サービス事業の運営実績を有し、かつ適切な事業運営が確保できると認められる法人（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

事業者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 障がい福祉サービス事業の運営実績を有していること
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は相談支援専門員のいずれか（以下「訪問支援員」という。）を配置できること
- (3) 個人情報保護及び秘密保持の体制を有していること
- (4) 高岡多職種ネットを活用し、関係機関と連携できること
- (5) 継続的に事業を実施するための財務的基盤を有していること

5 実施場所

高岡市内（対象児童生徒の自宅、学校、事業者が設置する事業所等）

6 受付・支援体制

- (1) 小学校及び中学校並びに当該学校の教職員（以下「学校関係者」という。）は、保護者からの利用申請を受け付け、教育総合支援センターを經由して社会福祉課に利用申請書を提出するものとする。
- (2) 社会福祉課はこれを受け付け、事業者に訪問支援を依頼する。なお、本事業の利用可否は、関係機関との協議内容を踏まえ、社会福祉課が総合的に判断する。

- (3) 事業者は、教育総合支援センターと調整会議を開催し、対象児童生徒に関する情報を引き継ぐ。
- (4) 調整会議は対面形式のほか、高岡多職種ネットを活用したリモート形式でも可とする。
- (5) 事業者は、支援内容を高岡多職種ネットで定期的に報告する。
- (6) 事業者の開設時間は原則午前9時から午後5時までとし、休業日は土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、児童生徒及び保護者の状況により必要がある場合は、市と協議の上、柔軟に対応することができる。

7 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

8 提案限度額

5,445,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 業務内容

事業者が実施する支援は、次のとおりとする。

- (1) 家庭訪問支援（アウトリーチ）
 - ① 訪問支援員が定期的に家庭等を訪問し、児童生徒の発達特性及び生活状況についてアセスメントを行う。なお、児童生徒や家庭の状況によりオンラインでの支援も可とする。
 - ② 児童生徒の生活リズム形成、学習習慣形成の支援を行う。ただし、学習内容の直接指導を目的とするものではない。
 - ③ 支援記録を関係機関で共有し、学校復帰や社会参加支援の方針を協議する。
- (2) 多職種連携による支援体制の構築
 - ① 高岡多職種ネットを活用し、関係機関内で情報共有を行う。
 - ② 必要に応じて関係機関と同行支援を行う。
- (3) 社会参加支援及び移行支援
 - ① 通級指導教室、SSW、フリースクール及び適応指導教室等との連携を図り、子どもの現在や将来に向けての支援を行う。
 - ② 必要に応じて保護者に対する相談支援を実施し、家庭での支援力向上を図るとともに、専門機関と連携し、保護者の孤立予防を図る。
- (4) 訪問頻度
 - ① 訪問支援員の1回の訪問時間は概ね2時間、月2回程度とする。
 - ② ただし、児童生徒や保護者の状況、学校や関係機関との協議により、必要に応じて訪問回数や時間を柔軟に調整することができる。
- (5) 支援の終結

支援目標達成又は既存制度への移行等により、学校や家庭での安定した生活状況が確認できる場合には、支援を終結することができる。
- (6) 個人情報保護及び秘密保持の体制
 - ① 保護者への情報提供等に関する同意書の説明及び同意取得の主体は、学校関係者が中心となり実施するものとするが、必要に応じて事業者も協力するものとする。
 - ② 同意の撤回は、保護者が書面によりいつでも行うことができる。撤回があった場合、事業者は、速やかにその意思を尊重し、以降の情報共有や支援方法について必要な調整を行う。

10 実施体制

事業者は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 訪問支援員を1人以上配置すること。ただし、訪問支援員は、本業務の実施に支障のない範囲で事業者の他業務に従事できる。
- (2) 特別な支援が必要な場合には、専門的知識を有し対応可能な者を従事させること。

11 支援記録の作成及び提出

- (1) 事業者は、訪問支援の実施ごとに支援記録を作成することとする。
- (2) 事業者は、前項の支援記録を毎月取りまとめ、翌月10日までに高岡多職種ネットを使用して社会福祉課へ提出するものとする。

12 効果検証

事業者は、関係機関と連携して、次に掲げる指標を活用し効果検証を行うものとする。加えて、事業者は効果検証の結果を四半期ごとに取りまとめ、高岡多職種ネットを使用して社会福祉課へ提出するものとする。

- (1) 登校状況の変化
- (2) 児童生徒及び保護者に対するアンケート結果
- (3) 支援記録に基づく支援経過及び成果の確認
- (4) 四半期報告の提出期限は、各四半期末日の翌月15日までとする。

13 費用の負担

利用者の費用負担は無償とする。

14 遵守事項

- (1) 事業者は、対象者に適切なサービスを提供できるよう、勤務体制、職務環境及び訪問手段等を整備すること。
- (2) 事業者は、従業員の資質向上のため研修機会を確保すること。
- (3) 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長、保護者等に速やかに連絡し、必要な措置を講じること。
- (4) 事業者は、支援記録を整備し、支援終了後5年間保存し、その後は適切に廃棄すること。
- (5) 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。個人情報については個人情報保護法その他関係法令を遵守し、高岡市と協議の上、適切に取り扱うこと。
- (6) 再委託は原則禁止とし、やむを得ず再委託する場合は、事前に高岡市の承認を得ること。
- (7) 反社会的勢力の排除に関する誓約に違反が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (8) 事故・重大トラブルの報告は発生後24時間以内に口頭報告、3営業日以内に書面報告とする。

15 その他

本仕様書に定めのない事項は、高岡市との協議により決定する。

また、本業務の遂行に伴い作成された成果物及び記録（訪問記録、分析データ、教材その他知的成果物を含む。）の権利は全て高岡市に帰属するものとし、事業者は本事業の目的外に使用してはならない。